

防衛省訓令第5号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第21条第2項ただし書及び第36条の規定に基づき、事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令を次のように定める。

平成24年3月7日

防衛大臣 田中 直紀

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令

事務官等の採用試験等に関する訓令（昭和46年防衛庁訓令第14号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 採用の方法（第3条－第5条）

第3章 採用試験

第1節 採用試験の名称、受験資格等（第6条－第9条）

第2節 試験管理事務局等（第10条－第15条）

第3節 採用試験の実施（第16条－第31条）

第4節 採用試験に対する協力（第32条）

第4章 採用候補者

第1節 採用候補者名簿（第33条－第35条）

第2節 採用候補者の提示等（第36条・第37条）

第5章 選考（第38条－第40条）

第6章 委任規定（第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、事務官等の採用の方法及び手続について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務官等 防衛省の事務次官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣補佐官、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学

校の学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第15条第1項の教育訓練又は同法第16条第1項の教育訓練を受けている者をいう。）、生徒（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第25条第5項の教育訓練を受けている者をいう。）、任期付隊員（同法第36条の2各項の規定により採用された職員をいう。）、任期付研究員（同法第36条の6第1項の規定により採用された職員をいう。）及び非常勤の者でないものをいう。

(2) 採用試験 事務官等を採用するために防衛省が実施する競争試験をいう。

(3) 任命権者 自衛隊法第31条第1項の規定により事務官等の任免について権限を有する者をいう。

(4) 行政職俸給表（一） 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表（一）をいう。

(5) 研究職俸給表 一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第7号に規定する研究職俸給表をい

う。

(6) 国家公務員採用試験 人事院規則 8－18（採用試験）第3条第1項第1号から第5号までに掲げる試験をいう。

第2章 採用の方法

（国家公務員採用試験による選考）

第3条 別表第1の左欄に掲げる官職に補充される事務官等の採用は、選考による。

2 前項の選考は、別表第1の左欄に掲げる官職についてそれぞれ同表の右欄に掲げる国家公務員採用試験の結果に基づいて作成された国家公務員法（昭和22年法律第120号）第50条に規定する採用候補者名簿に記載された者（以下「国家公務員採用試験合格者」という。）を対象として実施する。

（採用試験）

第4条 行政職俸給表（一）の職務の級1級の官職のうち次に掲げる官職（以下「試験対象官職」という。）に補充される事務官等の採用は、採用試験による。

(1) 特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事
することを職務とする官職

(2) 国際関係に係る高度の専門的知識及び特定の語学
に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職
務とする官職

(国家公務員採用試験によらない選考)

第5条 別表第1の左欄に掲げる官職又は試験対象官職
以外の官職に補充される事務官等の採用は、選考によ
る。

2 別表第1の左欄に掲げる官職のうち次に掲げる官職
に補充される事務官等の採用は、第3条の規定にかか
わらず、国家公務員採用試験によらない選考によるこ
とができる。

(1) 国家公務員採用試験合格者から十分な採用候補者
が得られなかったため、補充できない官職

(2) 職務と責任の特殊性により、職務の遂行能力につ
いて事務官等の順位の判定が困難な官職

(3) 防衛省の職員以外の国家公務員の職、地方公務員

の職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者をもって補充しようとする官職であって、その者が現に就いている職と同等以下と防衛大臣が認めるもの

(4) かつて事務官等であった者をもって補充しようとする官職であって、その者がかつて正式に任用されていた官職の職務の複雑と責任の度が同等以下と認められるもの

(5) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第7条第1項第1号又は第23条第1項の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする官職

(6) 前各号に掲げるもののほか、国家公務員採用試験合格者を対象とした選考によることが不適當であると防衛大臣が認める官職

3 試験対象官職のうち次に掲げる官職に補充される事務官等の採用は、前条の規定にかかわらず、選考によ

ることができる。

(1) 採用試験を行っても十分な競争者が得られないことが予想される官職

(2) 採用試験を行っても十分な採用候補者が得られなかったため、補充できない官職

(3) 防衛省の職員以外の国家公務員の職、地方公務員の職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者をもって補充しようとする官職であって、その者が現に就いている職と同等以下と防衛大臣が認めるもの

(4) かつて事務官等であった者をもって補充しようとする官職であって、その者がかつて正式に任用されていた官職の職務の複雑と責任の度が同等以下と認められるもの

(5) 国家公務員の育児休業等に関する法律第27条第1項において準用する同法第7条第1項第1号又は第23条第1項の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする官職

(6) 前各号に掲げるもののほか、採用試験によることが不適當であると防衛大臣が認める官職

第 3 章 採用試験

第 1 節 採用試験の名称、受験資格等

(採用試験の名称)

第 6 条 採用試験の名称は、防衛省専門職員採用試験とする。

(試験区分等)

第 7 条 採用試験の試験区分並びに試験区分に応じた対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野は、別表第 2 のとおりとする。

(採用試験の程度)

第 8 条 採用試験により判定する知識、技術又はその他の能力の程度は、人事院規則 8－18（採用試験）第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる試験の例による。

(受験資格)

第 9 条 採用試験の受験資格は、別表第 3 のとおりとする。

- 2 自衛隊法第38条第1項の規定に該当する者は、採用試験を受けることができない。

第2節 試験管理事務局等

(試験管理事務局)

第10条 採用試験を実施する場合には、採用試験の管理、監督等を行う機関として、大臣官房に試験管理事務局を置く。

- 2 試験管理事務局の長は、試験管理事務局長とし、大臣官房長をもって充てる。

(試験実施機関)

第11条 採用試験を実施する場合には、大臣官房及び防衛大臣の指定する地方防衛局（地方防衛支局を含む。）又はその他の機関（次項において「地方防衛局等」という。）に、試験実施機関を置く。

- 2 試験実施機関の長は、大臣官房長及び当該機関の置かれる地方防衛局等の長とする。

(試験管理事務局の事務)

第12条 試験管理事務局においては、次に掲げる事務

をつかさどる。

- (1) 採用試験の実施の基本に関すること。
- (2) 試験問題の作成に関すること。
- (3) 受験申込書の受理に関すること。
- (4) 合格者の決定に関すること。
- (5) 第33条第1項に規定する採用候補者名簿の作成、管理及び提示に関すること。
- (6) 試験実施機関に対する指導、調整及び監督に関すること。

(試験実施機関の事務)

第13条 試験実施機関においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 採用試験の周知に関すること。
- (2) 試験場の設置に関すること。
- (3) 筆記試験、口述試験及び身体検査の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、試験管理事務局長の定める事務

2 試験実施機関の長は、その所掌する事務の一部を他の試験実施機関の長に委託することができる。

(採用試験に関する報告)

第14条 試験実施機関の長は、採用試験に関する次に掲げる事項について、試験管理事務局長に報告しなければならない。

(1) 第1次試験の状況

(2) 第2次試験の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、試験管理事務局長が必要と認める事項

(採用試験に関する秘密の保持)

第15条 採用試験に関する事務に従事する職員は、採用試験に関する秘密を、細心の注意をもって保持しなければならない。

第3節 採用試験の実施

(採用試験の実施計画)

第16条 次の各号に掲げる者は、試験管理事務局長の定めるところにより、当該各号に定める機関又は自衛

隊における別表第2の対象となる官職の欄に掲げる官職に補充される事務官等の採用予定者数について、同表の左欄に掲げる試験区分別に試験管理事務局長に通知するものとする。

- (1) 大臣官房長 内部部局及び地方防衛局
- (2) 防衛大学校長 防衛大学校
- (3) 防衛医科大学校長 防衛医科大学校
- (4) 防衛研究所長 防衛研究所
- (5) 統合幕僚長 統合幕僚監部及び統合幕僚学校
- (6) 陸上幕僚長 陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）
- (7) 海上幕僚長 海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）
- (8) 航空幕僚長 航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）
- (9) 情報本部長 情報本部
- (10) 技術研究本部長 技術研究本部

(11) 装備施設本部長 装備施設本部

(12) 防衛監察監 防衛監察本部

2 試験管理事務局長は、前項の通知に基づいて、採用試験の実施計画を作成し、防衛大臣の承認を受けるものとする。

(採用試験の告知)

第 17 条 試験管理事務局長は、採用試験を実施する場合には、あらかじめ次に掲げる事項について官報により告知するものとする。

(1) 採用試験の名称及び試験区分

(2) 試験対象官職の職務と責任の概要

(3) 受験資格

(4) 採用試験の方法並びに筆記試験の種目及び専門試験の出題分野

(5) 採用試験の実施時期及び試験地

(6) 合格者の発表の時期及び方法

(7) 第 33 条第 1 項に規定する採用候補者名簿への記載及び当該名簿からの採用方法

(8) 採用試験の結果に基づいて採用された場合の初任給その他の給与

(9) 受験申込書の入手及び提出の方法、それらの時期
その他受験に必要な事項

(採用試験の周知)

第18条 試験実施機関の長は、採用試験を実施する場合には、新聞、放送、インターネットその他適切な手段により、受験資格を有する者に、前条各号に掲げる事項を周知させるように努めなければならない。

(受験申込書の受理)

第19条 試験管理事務局長は、受験申込書の提出を受けた場合には、これを審査し、受験の申込みに必要な要件を満たしていると認めたときは、当該受験申込書を受理しなければならない。

(受験票の交付)

第20条 試験管理事務局長は、受験申込書を受理した場合には、受験申込者に受験票を交付するものとする。

(受験申込書の返却)

第 2 1 条 試験管理事務局長は、受験申込書を受理しなかった場合には、その理由を付して、当該受験申込書を受験申込者に返却しなければならない。

（受験申込書の記載内容の変更）

第 2 2 条 受験申込書の記載内容の変更は、やむを得ない場合を除き、申込受付期間までに申出があった場合に限り認めることができる。

（採用試験の方法）

第 2 3 条 採用試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験に区分し、第 1 次試験においては筆記試験を、第 2 次試験においては口述試験及び身体検査を行うものとする。

2 第 2 次試験は、第 1 次試験の合格者について実施するものとする。

（第 1 次試験合格者への通知）

第 2 4 条 試験管理事務局長は、第 1 次試験の合格者に対して、第 2 次試験の実施の日時、試験場その他の受験に必要な事項を通知するものとする。

（試験管理者）

第 2 5 条 試験実施機関の長は、試験場ごとに試験管理者を指名する。

2 試験管理者は、当該試験場における採用試験の実施を管理する。

(試験場の変更)

第 2 6 条 試験管理者は、当該試験場で採用試験を実施することが著しく困難となった場合であって、緊急を要するときは、異なる場所において採用試験を実施することができる。この場合において、試験管理者は、直ちに試験実施機関の長にその旨を報告するものとする。

(受験の拒否等)

第 2 7 条 次に掲げる者については、受験を無効とする。

(1) 不正の手段により、採用試験を受け、又は受けようとした者

(2) 法令に違反し、又は試験管理者の指示に従わない者

(3) その他採用試験の適正な実施を妨げた者

- 2 試験管理者は、前項各号に掲げる者に対し、試験場からの退場を命ずるものとする。

(再試験の実施)

第28条 試験管理事務局長は、天災その他やむを得ない理由により採用試験の全部又は一部を実施することができなかった場合であって、特に必要があると認めるときは、新たに日時、試験地及び試験場を定めて再試験（当該採用試験の全部又は一部を再び実施することをいう。以下この条において同じ。）を実施することができる。

- 2 前項の規定は、答案等の判定資料の滅失等やむを得ない理由により受験者の成績等が判定できない場合の再試験について準用する。

- 3 試験管理事務局長は、前2項の規定により再試験を実施する場合には、その旨を受験申込者に通知しなければならない。この場合において、必要に応じ、再試験の実施を官報により告知するものとする。

(基準)

第 29 条 筆記試験、口述試験及び身体検査の判定基準は、試験管理事務局長が定める。

(合格者)

第 30 条 試験管理事務局長は、第 1 次試験の受験者であって前条の筆記試験の判定基準に達したものについて、筆記試験の成績により、試験区別の採用予定者数等を勘案して必要と認められる数の第 1 次試験の合格者を決定するものとする。

2 試験管理事務局長は、第 2 次試験の受験者であって前条の口述試験及び身体検査の判定基準に達したものについて、筆記試験、口述試験及び身体検査の成績を総合して得られた結果により、試験区別の採用予定者数等を勘案して必要と認められる数の最終の合格者を決定するものとする。

(合格者の発表)

第 31 条 試験管理事務局長は、第 1 次試験の合格者又は最終の合格者を決定した場合には、書面で合格者に通知するとともに、その受験番号及び試験地を、所定

の場所における掲示、インターネットの利用その他適切な方法により発表するものとする。

第4節 採用試験に対する協力

第32条 試験管理事務局長は、採用試験の実施に関し、次に掲げる者に協力を求めることができる。

- (1) 防衛大学校長
- (2) 防衛医科大学校長
- (3) 防衛研究所長
- (4) 統合幕僚長
- (5) 陸上幕僚長
- (6) 海上幕僚長
- (7) 航空幕僚長
- (8) 情報本部長
- (9) 技術研究本部長
- (10) 装備施設本部長
- (11) 防衛監察監

第4章 採用候補者

第1節 採用候補者名簿

(採用候補者名簿の作成等)

第 3 3 条 試験管理事務局長は、第 3 0 条第 2 項の規定により採用試験の最終の合格者を決定した後、直ちに、採用試験の試験区分別に、当該合格者について採用候補者として記載した採用候補者名簿を作成するものとする。

2 前項の規定により作成された採用候補者名簿（以下単に「名簿」という。）は、作成された日からその効力を生ずる。

3 名簿の作成後は、次条及び第 3 5 条の場合を除き、記載された事項を訂正し、又は変更を行ってはならない。

4 名簿は、名簿の効力が発生した日から起算して 1 年を経過する日まで有効とする。

(採用候補者の削除)

第 3 4 条 試験管理事務局長は、採用候補者が次のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。

(1) 採用された場合

(2) 採用される意思のない旨の申出があった場合

(3) 自衛隊法第38条第1項に該当することとなった
場合

(4) 死亡した場合

(名簿の訂正)

第35条 試験管理事務局長は、名簿の記載事項に明白な誤り又は変更があった場合には、速やかに名簿の訂正を行わなければならない。

第2節 採用候補者の提示等

(提示)

第36条 試験管理事務局長は、任命権者の求めに応じ、名簿を提示するものとする。

(採用等の結果の通知)

第37条 任命権者は、提示を受けた採用候補者について、その採用（採用内定を含む。）又は不採用その他必要と認める事項を試験管理事務局長に通知しなければならない。

第 5 章 選考

(選考委員会)

第 38 条 防衛大臣が指定する機関に、選考委員会を置く。

(選考)

第 39 条 選考は、当該選考により補充しようとする官職に係る任命権者が行う。ただし、防衛大臣が別に定める官職への選考は、選考委員会が行うものとする。

(国家公務員採用試験等に準ずる選考)

第 40 条 任命権者又は選考委員会は、次の各号に掲げる場合であつて、国家公務員採用試験による選考により採用する者若しくは採用試験により採用する者との均衡又は充てようとする官職の特殊性から必要と認めるときは、充てようとする官職に必要な知識、技術又はその他の能力に応じて、国家公務員採用試験又は採用試験の程度に準ずる選考を行うものとする。

(1) 第 5 条第 2 項の規定により同項第 1 号又は第 6 号に掲げる官職に充てる事務官等を採用する場合

(2) 第 5 条第 3 項の規定により同項第 1 号、第 2 号又は第 6 号に掲げる官職に充てる事務官等を採用する場合

2 前項の選考を行うときは、あらかじめ防衛大臣の承認を受けるものとする。

第 6 章 委任規定

第 4 1 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、大臣官房長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 2 4 年 3 月 7 日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この訓令の施行の日前に人事院規則 8－1 8－2 3（人事院規則 8－1 8（採用試験）の全部を改正する人事院規則）による改正前の人事院規則 8－1 8（採用試験）第 1 7 条の規定により告知された試験の結果に基づいて作成されこの訓令の施行の際現に有効な採用候補者名簿又はこの訓令による改正前

の事務官等の採用試験等に関する訓令第19条の規定により告知された採用試験の結果に基づいて作成されこの訓令の施行の日の前日において現に有効な採用候補者名簿に記載された者の中から、なお従前の例により事務官等を採用することができる。

（防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令の一部改正）

- 3 防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5号中「事務官等の採用試験等に関する訓令（昭和46年防衛庁訓令第14号）第10条」を「事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）第11条」に、「及び地区試験実施機関を置く機関」を「を置く地方防衛局」に、「第18条」を「第16条第2項」に、「試験区分

の指定」を「試験区分の設定」に改める。

別表第3第1項の表秘書課の項第23号中「事務官等の採用試験等に関する訓令第3条第4号及び第7号」を「事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令第5条第2項第3号及び第6号並びに同条第3項第3号及び第6号」に、「第41条」を「第38条」に、「第43条第2項に規定する採用試験」を「第40条第2項に規定する国家公務員採用試験及び採用試験の程度」に改める。

（検討）

- 4 大臣官房秘書課は、この訓令の施行後1年を経過した場合において、この訓令の施行の状況を勘案し、この訓令の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第 1 （第 3 条関係）

官 職	国 家 公 務 員 採 用 試 験
行政職俸給表（一）の 職務の級 2 級の官職及 び研究職俸給表の職務 の級 2 級の官職のうち 、主として政策の企画 立案等の高度の知識、 技術又は経験を必要と する業務に従事するこ とを職務とする官職	人事院規則 8－18（採 用試験）第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 試験
行政職俸給表（一）の 職務の級 1 級の官職及 び研究職俸給表の職務 の級 1 級の官職のうち 、主として事務処理等 の定型的な業務に従事 することを職務とする	人事院規則 8－18（採 用試験）第 3 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲 げる試験

官職（第4条各号に掲 げる官職を除く。）	
-------------------------	--

別表第 2（第 7 条関係）

試験区分	対象となる官職	筆記試験の種目	専門試験の出題分野
語学（英語）	主として英語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	基礎能力試験 専門試験（多肢選択式又は記述式） 論文試験（一般論文又は時事論文）	英文和訳、和文英訳及び英文法
語学（ロシア語）	主としてロシア語に係る高度の能力を用いて業務に従		露文和訳、和文露訳及び露語文法

	事するこ とを職務 とする官 職	
語学（ 中国語 ）	主として 中国語に 係る高度 の能力を 用いて業 務に従事 すること を職務と する官職	中文和訳、和文中 訳及び中国語文法
語学（ 朝鮮語 ）	主として 朝鮮語に 係る高度 の能力を 用いて業	朝文和訳、和文朝 訳及び朝鮮語文法

	務に従事 すること を職務と する官職
国際関係（英語）	主として 国際関係 に係る高 度の専門 的知識及 び英語に 係る高度 の能力を 用いて業 務に従事 すること を職務と する官職
国際関	主として

国際関係論、安全 保障論、外交史、 国際政治学、国際 機構論、比較政治 学、国際法、国際 経済学、英文和訳 、和文英訳及び英 文法	
国際関係論、安全	

係（ロシア語）	国際関係に係る高度の専門的知識及びロシア語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、露文和訳、和文露訳及び露語文法
国際関係（中国語）	主として国際関係に係る高度の専門的知識及	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際

	び中国語 に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	経済学、中文和訳 、和文中訳及び中国語文法
国際関係（朝鮮語）	主として 国際関係に係る高度の専門的知識及び朝鮮語に係る高度の能力を用いて	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、朝文和訳、和文朝訳及び朝鮮語文法

	業務に従 事するこ とを職務 とする官 職		
--	-----------------------------------	--	--

- 1 試験管理事務局長は、この表に定める試験区分のほか、あらかじめ防衛大臣の承認を受けて必要と認める試験区分を設けその対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野を定めることができる。
- 2 試験管理事務局長は、あらかじめ防衛大臣の承認を受けてこの表に定める専門試験の出題分野を必要に応じて変更することができる。

別表第3（第9条関係）

次に掲げる者で日本国籍を有するもの

- 1 第17条の規定により告知された採用試験の第1次試験の日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）（以下「試験年度」という。）の4月1日における年齢が21歳以上30歳未満の者

- 2 試験年度の4月1日における年齢が21歳未満の者で次に掲げるもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（以下「大学」という。）を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びにこれらの者と同等の資格があると認められる次に掲げる者

- イ 学校教育法第102条第2項の規定に基づき大学院に入学したことのある者

- ロ 学校教育法第104条第4項第1号の規定に基づき学士の学位を授与された者

ハ 学校教育法第104条第4項第2号に規定する
課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該
課程を修了する見込みの者

ニ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第1
1号）第155条第1項第2号から第4号までに
規定する課程を修了した者及び試験年度の3月ま
でに当該課程を修了する見込みの者

ホ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち
、学校教育法施行規則第155条第1項第5号の
規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了
した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定め
る日以後に修了した者に限る。）及び試験年度の
3月までに当該課程を修了する見込みの者

(2) 学校教育法に基づく短期大学（以下「短期大学」
という。）又は同法に基づく高等専門学校（以下「
高等専門学校」という。）を卒業した者及び試験年
度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業す
る見込みの者並びにこれらの者と同等の資格がある

と認められる次に掲げる者

イ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするものを修了した者及び試験年度の3月までに当該専門課程を修了する見込みの者

ロ 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）

第7条第1項第5号に掲げる事業等を行う農業者研修教育施設（修業年限2年以上のものに限る。

）の卒業者及び試験年度の3月までに当該農業者研修教育施設を卒業する見込みの者

ハ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号

）第16条第1項又は第2項の規定に基づき国又は都道府県が設置した職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校又は同法第27条に規

定する職業能力開発総合大学校の専門課程の卒業
者及び試験年度の３月までに当該専門課程を卒業
する見込みの者

ニ 森林法施行令（昭和２６年政令第２７６号）第
９条の規定に基づき農林水産大臣が指定する教育
機関（修業年限２年以上のものに限る。）の卒業
者及び試験年度の３月までに当該教育機関を卒業
する見込みの者

ホ 学校教育法施行規則第１５５条第２項第３号か
ら第５号までに規定する課程を修了した者及び試
験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの
者

ヘ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の
修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間
２年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度
の３月までに当該課程を卒業する見込みの者

ト 都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所（

修業年限 2 年以上のものに限る。) の卒業者及び
試験年度の 3 月までに当該農業講習所を卒業する
見込みの者